

有田市建設工事等競争契約入札心得

(指名競争入札用)

平成20年10月1日施行 平成22年7月5日改正
平成26年4月1日改正 平成27年4月1日改正
平成27年10月19日改正 平成30年6月6日改正
令和元年9月1日改正 令和2年4月1日改正

有田市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札の取扱いについては、条件付き一般競争入札による場合を除き、有田市財務規則（昭和55年有田市規則第1号）、低入札価格調査実施要領（平成15年8月1日施行。以下「低入札要領」という。）及び建設工事総合評価落札方式試行要領（平成19年11月1日施行。以下「総合評価試行要領」という。）に定めがあるものを除くほか、この心得の定めるところによるものとする。

1 入札条件

- (1) 入札は、入札書（別記第1号様式）、工事費内訳書（別記第6号様式）を入札に付する事項ごとに作成し、記名押印のうえ、所定の時刻までに自ら入札箱に投入しなければならない。また、郵便、電信による入札は認めない。
- (2) 代理人が入札する場合は、委任状（別記第2号様式）を入札前までに代理人が持参して提出すること。なお、この場合の入札書には、入札者の住所、氏名欄に、本人の住所、氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）を記載し、「上記代理人」と代理人であることの表示及び「代理人の氏名」を記載して当該代理人の押印をすること。
- (3) 入札は総価においてすること。
- (4) 入札書の入札金額は訂正することができない。
- (5) 入札書を入札箱に投入した後は、いかなる理由があっても、入札書の書換え、引換え、撤回をすることはできない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (8) 入札を希望しない場合には、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合、入札辞退届（別記第3号様式）を提出しなければならない。
なお、入札を辞退してもこれを理由として以後の指名等について、不利益な取扱いを受けるものではない。

2 入札の延期又は取り止め等

- (1) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し又は取り止めることがある。
- (2) 入札者が1人のときは、入札を取り止める。

3 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

- (2) 入札者が1人の場合においてその者がした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (4) 所定の時刻までにされなかった入札
- (5) 同一事項の入札について、入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (6) 代理人が2人以上の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (7) 入札者が同一事項の入札について他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (8) 入札書の工事年度・工事番号、工事名又は工事場所、商号若しくは名称、住所、又は代表者名のいずれかが記載されず、または記載に誤りがあり意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (9) 入札者の記名押印、代理人が入札する場合の代理人の記名押印を欠いた入札書による入札
- (10) 金額の記載がない入札書若しくは金額を訂正した入札書による入札
- (11) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (12) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札。
- (13) 工事費内訳書を提出しない者がした入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

4 入札の失格

次に該当する入札者は失格とする。

最低制限価格が設定された入札において、最低制限価格に対する入札書比較価格（最低制限価格の110分の100に相当する価格をいう。）未満の入札をした者

5 再度入札

再度入札は行わない。

6 落札者の決定方法

- (1) 低入札価格調査制度による調査基準価格の設定がない場合
 - ① 総合評価落札方式による入札の時は、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、総合評価試行要領に基づく審査で評価値が最高の者を落札者とする。
 - ② 総合評価落札方式による入札以外の時は、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 低入札価格調査制度による調査基準価格の設定がある場合
 - ① 調査基準価格に対する入札書比較価格（調査基準価格の110分の100に相当する価格を言う。）未満の入札をした者がいない場合は、前号の定めに準ずる。
 - ② 調査基準価格に対する入札書比較価格（調査基準価格の110分の100に相当する価格を言う。）未満の入札をした者がある場合は、前号の定めに準じて決定された者を落札予定者として、低入札要領に基づき調査を行った上で落札の可否を決定する。調査の結果、当該入札者が失格となった場合は、当該入札者を除き、改めて同号の定めにより落札者を決定する。

7 くじによる落札者の決定

落札者となるべき価格と同価格の入札をした者（総合評価落札方式による入札の場合は評価値の最高の者）が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合、くじの対象となった入札者は、1の(5)によりくじ引きを辞退することはできない。

8 前金払及び中間前金払について

契約金額が1件500万円以上の工事で公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき登録を受

けた保証事業会社と保証契約をした者については、契約金額の10分の4以内の前払金を請求することができる。

なお、前払金希望の有無の意思表示は、落札の決定を受けた後、直ちに行うものとし、後日その意思表示の変更はできないものとする。

工期が120日以上ある工事であって、前払金の支払を受けている場合、有田市公共工事に係る中間前払金取扱要領（平成30年6月1日制定）に基づき、中間前払金を請求することができる。なお、中間前払金の請求は、工期の2分の1以上を経過してからでないことができず、また、部分払の請求後においてはそれをすることができない。債務負担行為にかかる工事にあっては会計年度毎において同様とする。

9 契約の保証について

- (1) 落札者は、契約保証を要する契約（原則、契約金額が500万円以上の建設工事請負契約）の締結に当たっては、次に掲げる保証のいずれか一の保証を付さなければならない。
 - ア 契約保証金の納付
 - イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - ウ 債務不履行により生じる損害金の支払を保証する金融機関等の保証
 - エ 債務不履行を保証する公共履行保証証券による保証
 - オ 債務不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (2) 前号の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1（ただし低入札要領に基づく調査を受けた者に係る場合は10分の3）以上としなければならない。

10 その他の必要事項

- (1) 落札者は、入札執行者から交付された契約書の案に記名押印し、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して5日以内に、これを入札執行者に提出しなければならない。この場合、落札者が書面によりその延期を申し出た場合において事情やむを得ないと認められるときは、この期限を延長することができる。
- (2) 市議会の議決を要する契約については、仮契約書の案を提出しなければならない。
- (3) 前2号において、主たる営業所以外のその他の営業所名で指名通知を受けた事業者が落札し、契約を締結する場合は、指名通知を受けた営業所以外の営業所名で契約を締結することができない。
- (4) 第2号の場合については、市議会の議決があり、本契約確定通知をもって契約が確定する。
- (5) 落札者が第1号に規定する期間内に契約書又は仮契約書の案を提出しないときは、その効力を失う。
- (6) 落札者は、工事の施工に関する次の事項を記載した書面を提出すること。
 - ア 解体工事に要する費用
 - イ 再資源化等に要する費用
 - ウ 分別解体等の方法
 - エ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (7) 仕様書等を閲覧する場合は、係員に入札通知書若しくは身分証等を提示し、所定の場所で閲覧した後、仕様書閲覧者記入簿に、所要の事項を署名しなければならない。署名がないときは、仕様書による見積もりを行っていないものとみなし入札に参加させない。

なお、仕様書等が電子データで提供可能な場合は、希望者にCD-Rに電子データを記録する形で配布する。配布を希望する場合は未使用のCD-R(書換可能なものは不可。)又は電子記録

媒体を係員に提出すること。

また、仕様書等の閲覧は、当該指名競争入札の指名を受けている者以外はこれを行うことはできない。仕様書等の配布についても同様とする。

- (8) 落札者は、落札後直ちに消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨を入札執行者に申し出るとともに契約書の案を提出する際に、課税事業者届出書（別記第4号様式）又は免税事業者届出書（別記第5号様式）を提出しなければならない。

11 工事实績情報サービス(CORINS)、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)及び公共建築設計者情報システム(PUBDIS)への登録について

500万円以上の工事の請負者はCORINSに、100万円以上の測量調査設計補償業務の受託者はTECRISに登録するとともに、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。

また、100万円以上の建築設計等業務の受託者で、PUBDISに登録した場合は、(一社)公共建築協会発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。

登録時期は、工事、業務のいずれの場合も受注時は契約後10日以内、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内、完了時は完了後10日以内とする。

(登録に関する問い合わせ先)

(一財)日本建設情報総合センター (JACIC) コリنز・テクリスセンター
〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20 アカサカセブンスアヴェニュービル
登録企業担当 (コリنز) : TEL 03-3505-0463 E-mail ct7k@jacic.or.jp
(テクリス) : TEL 03-3505-0440 E-mail tc5k@jacic.or.jp

(一財)日本建設情報総合センター 近畿地方センター
〒540-0037 大阪府中央区内平野町2-1-9 シグナスビル6階
TEL 06-6949-3060 FAX 06-6949-3054 E-mail kinki@jacic.or.jp

(一社)公共建築協会 公共建築設計者情報センター (PUBDISセンター)
〒104-0033 東京都中央区新川1-24-8 東熱新川ビル6階
TEL 03-3523-0385 (PUBDISセンター直通)

12 建設業退職金共済制度について

落札者は、契約締結後に、建設業退職金共済制度による共済証紙を購入したときは、速やかに掛金収納書を契約担当者に提出すること。共済証紙を購入しないときは、その理由書（別記第7号様式）を契約担当者に提出すること。

13 注意事項

入札室内において携帯電話を使用するなど、入札の適正な執行に支障をきたす行為をした者については、退室を命じ、その者の入札を無効とすることがある。

14 その他

業務委託の入札に際しては、本心得を準用して使用する。また、次に掲げるものについては業務委託には適用しない。

- (1) 工事費内訳書に関する規定（業務委託の入札に際しては、内訳書の提出は不要。）
- (2) 中間前金払に関する規定
(なお、業務委託に関する前払金は、契約金額500万円以上の業務委託において請求することができることとし、その上限額は契約金額の10分の3とする。)

各指名競争入札通知書及び当該入札に係る仕様書等に記載されている事項は、本入札心得に記載されている事項に優先するものとする。

15 各種様式

入札書、委任状等の様式は別に示す（業務委託の入札に際しては、別記様式の「工事」を「業務」と読み替えるものとする）。